

一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 理事会運営規程

令和8年8月3日
理 事 会 決 定

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団（以下「当法人」という。）の定款第46条に基づき、当法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 理 事 会 の 招 集

(招集者)

第2条 理事会は会長が招集する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）及び定款に別段の定めがある場合はその定めるところにより理事会を招集する。

2 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の通知)

第3条 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対し、招集の通知を発しなければならない。ただし、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

第 3 章 理 事 会 の 議 事

(理事会の議長)

第4条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第5条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(決議)

第7条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第8条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第9条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(理事等の報告又は説明)

第10条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事又は議題若しくは当該議題に係る議案の提案者に対し、その議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事及び監事又は議題若しくは当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 一般法人法第197条において準用する同法第93条第2項の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長は、その理事に議題の説明を求めなければならない、また必要があるときは、理事及び監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した議長及び監事による署名若しくは記名押印又は電子署名を備えなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。

第4章 理事会の権限

(権限)

第12条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事（会長）、副会長、事務総長並びに業務執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第13条 理事会は、次の事項を決議する。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 代表理事（会長）、副会長、事務総長、業務執行理事の選定及び解職
- 三 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- 四 重要な財産の処分及び譲受け
- 五 多額の借入
- 六 重要な使用人の選任及び解任
- 七 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- 八 内部管理体制の整備
- 九 理事が自己又は第三者のために行う競業取引、自己取引及び利益相反取引の承認
- 十 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- 十一 事業報告及び計算書類等の承認
- 十二 以下の規程等の制定、変更及び廃止
 - イ 理事会運営規程
 - ロ 監事監査規程（ただし、変更及び廃止を除く。）
 - ハ 財務規程
 - ニ 資金運用規程
 - ホ その他必要な事項に係る規程等
- 十三 重要な委員会等の設置・運営に必要な事項の決定
- 十四 第三者審査委員会委員の選任・改選
- 十五 各委員会等において理事会に付議することとなった事項
- 十六 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び当法人定款に定める事項

(理事の競業及び利益相反取引の承認)

第14条 理事が一般法人法第197条において準用する同法第84条第1項各号に掲げる競業及び

利益相反取引をしようとする場合は、次の各号に定める事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- 一 取引をする理由
- 二 取引の内容
- 三 取引の相手方・金額・時期・場所
- 四 取引が正当であることを示す参考資料
- 五 その他必要事項

2 前項各号に定める事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第 15 条 会長、事務総長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第 5 章 事 務 局

(事務局)

第 16 条 理事会の事務局事務は、総務企画部がこれを行う。

第 6 章 雑 則

(改廃)

第 17 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。

別 表 議事録記載事項

- 1 通常の理事会
 - 一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - 二 理事会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）第 62 条において準用する同施行規則第 15 条第 3 項第二号の規定による招集であるときは、その旨
 - 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
 - 五 理事会に出席した理事、監事の氏名又は名称
 - 六 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 一般法人法第 197 条において準用する同法第 84 条第 1 項各号の取引をした理事が、当該取引についての重要な事実を理事会に報告したとき
 - ロ 監事が、理事が不正な行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるものと認め、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めて、理事会に報告したとき
 - ハ 監事が、意見を述べたとき
 - 七 議長の氏名
 - 八 その他法令に定める事項
- 2 定款第 37 条に定める決議の省略
 - 一 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - 二 上記一号の事項を提案した理事の氏名
 - 三 理事会の決議があったものとみなされた日
 - 四 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 定款第 38 条に定める報告の省略
 - 一 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - 二 理事会への報告を要しないものとされた日
 - 三 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名